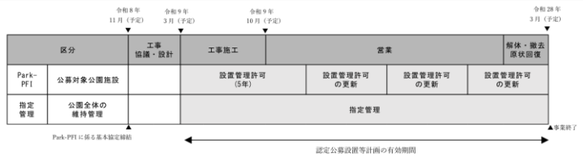
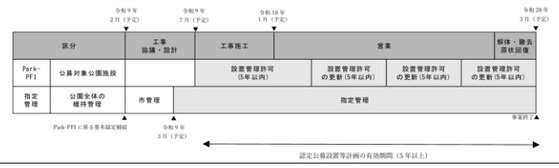
中登美ヶ丘近隣公園魅力向上事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項の変更概要

1. 変更理由
第1回公募では応募がなかったことから、民間事業者の初期投資負担や施設配置の制約等が、事業参入の課題となった可能性があると捉えている。
このため、事業者の負担軽減や提案の自由度向上を図るとともに、応募手続きを見直すことで、民間事業者が参入しやすい公募条件に改善するものである。

2. 変更箇所

<table>
<tr><th>該当箇所</th><th>第1回募集</th><th>第2回募集</th><th>第1回募集と第2回募集の変更概要</th></tr>
<tr><td>P8
第1章　共通事項
2　事業概要
（7）事業期間</td><td>
</td><td>
</td><td>再公募に伴うスケジュールの変更に合わせ、事業期間イメージを修正。</td></tr>
<tr><td>P9
第1章　共通事項
3　募集手続き
（1）公募及び選定のスケジュール

P21
第1章　共通事項
6　注意事項　⑨</td><td>
<table>
<tr><th>手続き</th><th>年月日</th></tr>
<tr><td>募集要項等の公表</td><td>令和８年７月22日(水)</td></tr>
<tr><td>現地説明会申込期限</td><td>令和８年７月29日(水)</td></tr>
<tr><td>現地説明会</td><td>令和８年７月30日(木)</td></tr>
<tr><td>質問の受付</td><td>令和８年８月６日(木)まで</td></tr>
<tr><td>質問の回答</td><td>令和８年８月中旬頃予定</td></tr>
<tr><td>応募書類の受付</td><td>令和８年９月16日(水)～令和８年10月７日(水)</td></tr>
<tr><td>応募資格審査結果の通知</td><td>令和８年10月中旬頃予定</td></tr>
<tr><td>プレゼンテーション及び
ヒアリング審査</td><td>令和８年11月中旬頃予定</td></tr>
<tr><td>選定結果の通知</td><td>令和８年11月中旬頃予定</td></tr>
<tr><td>基本協定締結(Park-PFI)</td><td>令和８年12月上旬頃予定</td></tr>
<tr><td>市議会による指定管理者
指定の議決</td><td>令和８年12月頃</td></tr>
</table>
市議会による指定管理者指定の議決後、指定管理に関する基本協定を締結します。</td><td>
<table>
<tr><th>手続き</th><th>年月日</th></tr>
<tr><td>募集要項等の公表</td><td>令和８年11月17日（火）</td></tr>
<tr><td>質問の受付</td><td>令和８年11月24日（火）</td></tr>
<tr><td>質問の回答</td><td>令和８年11月27日（金）</td></tr>
<tr><td>参加表明書の受付</td><td>令和８年12月７日(月)～令和８年12月21日(月)</td></tr>
<tr><td>応募書類の受付</td><td>令和９年１月６日（水）～令和９年１月20日（水）</td></tr>
<tr><td>応募資格審査の通知</td><td>令和９年１月下旬頃予定</td></tr>
<tr><td>プレゼンテーション及び
ヒアリング審査</td><td>令和９年２月上旬頃予定</td></tr>
<tr><td>選定結果の通知</td><td>令和９年２月上旬頃予定</td></tr>
<tr><td>基本協定締結(Park-PFI)</td><td>令和９年２月中旬頃予定</td></tr>
<tr><td>市議会による指定管理者指定の
議決</td><td>令和９年３月下旬頃予定</td></tr>
</table>
市議会による指定管理者指定の議決後、指定管理に関する基本協定を締結します。</td><td>参加表明の把握を先行して行うため、応募書類と分けて参加表明書を受け付ける方式に変更。
また、参加表明書の提出後は原則として辞退不可とし、やむを得ない事情がある場合の辞退手続及び辞退届の提出期限を明記。</td></tr>
<tr><td>P22
第2章　公募設置管理制度（Park-PFI）
1　業務概要
（1）業務内容
イ　特定公園施設の設置業務</td><td>本公園利用者のための駐車場（75台以上）の設置及び管理運営（必須提案）</td><td>本公園利用者のための駐車場（75台以上）の設置及び管理運営(必須提案)
※駐車場の最低設置台数は、他の公園における駐車場の設置状況等を参考に75台と設定しています。事業者は、公園利用者及び公募対象公園施設の利用者の需要を踏まえ、必要と考える駐車場の設置台数を提案してください。なお、施設整備完了後、継続的に駐車場の不足が生じる場合には、利用状況や駐車需要等を踏まえ、市が本事業とは別に駐車場の増設を検討します。ただし、市による増設の実施及び時期を確約するものではありませんので、事業者は、市による将来の増設を前提とせず、事業計画を立案してください。</td><td>将来、駐車場が不足した場合の市の対応方針を追記。</td></tr>
<tr><td>P23
第2章　公募設置管理制度（Park-PFI）
1　業務概要
（3）提案対象区域</td><td>公園内には市の防災倉庫及び地域の防災倉庫が設置されています。公募対象公園施設の建設にあたり、これらの倉庫が支障となる場合、市の防災倉庫は、撤去又はリノベーションして活用することができます。ただし、撤去又はリノベーションを行う場合は、代替となる新たな防災倉庫を必ず本公園内に設置してください。新たな市の防災倉庫については、既存の防災倉庫内に保管している防災備蓄品を収納可能な容量を確保するものとし、その規模は床面積ではなく、防災倉庫の内部体積（容積）を基本として判断するものとします。また、地域の防災倉庫については、建設の支障となる場合に限り本公園内で移設することができます。これらの撤去、リノベーション、移設及び代替の防災倉庫の新設に要する費用は、すべて民間事業者の負担とします。
市及び地域の防災倉庫のいずれについても、移設、新築、リノベーション等を行う際は、 事前に地域関係者及び市の関係各課と協議し、了承を得たうえで実施することとします。</td><td>公園内には、市の防災倉庫及び地域の防災倉庫が設置されています。
既設の市の防災倉庫については、今後、防災備蓄品を追加する予定であり、現在の保管容量では不足することが見込まれるため、市において、別の場所に新設する予定です。なお、新設に係る予算措置等は今後となるため、現時点で確約するものではありません。
公募対象公園施設の建設にあたり、既設の市の防災倉庫が支障となる場合は、市と協議のうえ、当該倉庫を撤去又はリノベーションして活用することができます。撤去又はリノベーションに要する費用は、民間事業者の負担とします。
市は、民間事業者による既設倉庫の撤去又はリノベーションの着手までに、防災備蓄品の移転が完了するよう、新設倉庫の整備及び移転時期の調整に努めるものとします。ただし、具体的な工程については、予算措置や新設倉庫の整備状況等を踏まえ、事業者選定後に協議のうえ決定するものとします。
地域の防災倉庫は、公募対象公園施設の建設に支障となる場合に限り、本公園内で移設することができます。移設に係る費用は、民間事業者の負担とします。
市及び地域の防災倉庫について、撤去又は移設を行う際は、事前に地域関係者及び市の関係各課と協議し、了承を得たうえで実施するものとします。</td><td>第1回公募後、防災備蓄品の追加に伴い、既設の市の防災倉庫の保管容量が不足する見込みとなったことを踏まえ、市の防災倉庫に関する記載を見直し。</td></tr>
<tr><td>P24
第2章　公募設置管理制度（Park-PFI）
1　業務概要
（3）提案対象区域</td><td>

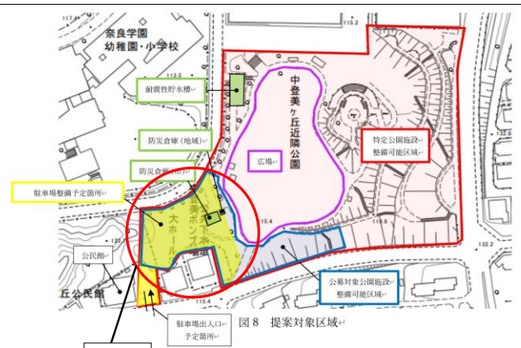
図８　提案対象区域</td><td>

図８　提案対象区域</td><td>再公募に当たり、より幅広い提案を受け入れられるよう、公募対象公園施設の整備可能区域及び駐車場の整備予定箇所を拡大。</td></tr>
</table>